

# 第75号議案

令和6年12月25日  
任用給与課

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

初任給、昇格及び昇給等に関する規則について、別添のとおり改正し、施行する。

## 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

経験者採用選考（「事務」）における必要経験年数の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容												
<p><b>経験年数起算表</b> 別表第5 備考4（新設）</p> <p>備考5及び6</p>	<p>【経験者採用選考（「事務」）において必要な経験年数を変更】</p> <p>1級（「事務」）で採用される場合に必要な経験年数が大卒で4年（その他の学歴資格においても26歳が基準）となるよう読替え規定を追加</p> <p>備考の新設に伴い、現行の備考4と5を繰下げ</p>												
<p><b>初任給基準表</b> 別表第6イ</p> <p>備考2</p>	<p>【経験者採用選考の職種「事務」と「福祉」・「技術」を分離】</p> <p>行政職給料表(一)初任給基準表</p> <table border="1" data-bbox="491 779 1348 1077"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>試験（選考）</th> <th>学歴免許等</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務</td> <td>経験者</td> <td></td> <td>1級 45号給</td> </tr> <tr> <td>福祉 技術</td> <td>経験者</td> <td></td> <td>1級 37号給</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大学専攻科卒等の採用者に係る初任給の読替え】</p> <p>1級（「事務」）で採用される「大学専攻科卒等」と「修士課程修了等」の初任給基準について大学卒を基準に整備</p>	職種	試験（選考）	学歴免許等	初任給	事務	経験者		1級 45号給	福祉 技術	経験者		1級 37号給
職種	試験（選考）	学歴免許等	初任給										
事務	経験者		1級 45号給										
福祉 技術	経験者		1級 37号給										
<p><b>施行期日</b> 附則</p>	<p>公布の日（令和7年1月9日予定）</p>												

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年一月 日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級1級の適用を受け、別表第6イ行政職給料表(一)初任給基準表の職種欄の区分の適用を受けるもの学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「大学専攻科卒業」にあつては1年を、「大学4卒」、「短大3卒」、「短大2卒」、「高校専攻科卒」、「高校3卒」、「高校2卒」及び「中学卒」にあつては2年を加えた年数とする。

別表第六イの項中

事務 福 技	社 術	キャリア活用		2級 25号給
		経験者		1級 37号給

を

事務 福 技	社 術	キャリア活用		2級 25号給
			経験者	1級 45号給
			経験者	1級 37号給

を

改め、同項備考2を次のように改める。

2 試験（選考）欄の区分が経験者の者のうち、職務の級1級の適用を受けるものに対応するこの表の適用については、次のとおりとする。

(1) 職種欄の「事務」の区分の適用を受け、経過年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級 45号給」とあるのは「1級 44号給」と、職種欄の「事務」の区分の適用を受け、経過年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級 45号給」とあるのは「1級 43号給」とする。

(2) 職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経過年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受け、初任給の欄中「1級 37号給」とあるのは「1級 40号給」と、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経過年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級 37号給」とあるのは「1級 43号給」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号） 新旧対照表（抄）	
改正案	現行
<p>第一条から第三十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p> <p>別表第五（現行のとおり）</p> <p>備考</p> <p>1から3まで（現行のとおり）</p> <p>4 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級1級の適用を受け、別表第6イ行政職給料表（初任給基準表の職種欄の「事務」の区分の適用を受けるものの学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「大学専攻科卒等」にあつては1年を、「大学4卒」、「短大3卒」、「短大2卒」、「高校専攻科卒」、「高校3卒」、「高校2卒」及び「中学卒」にあつては2年を加えた年数とする。</p> <p>5及び6（現行のとおり）</p> <p>別表第6 初任給基準表（第10条、第11条関係）</p> <p>イ 行政職給料表（初任給基準表）</p>	<p>第一条から第三十五条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第四まで（略）</p> <p>別表第五（略）</p> <p>備考</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4及び5（略）</p> <p>別表第6 初任給基準表（第10条、第11条関係）</p> <p>イ 行政職給料表（初任給基準表）</p>

職種	試験 (選考)	学歴免許等	初任給
事務			
福祉	キャリア活用		2級 25号給
技術			
事務	経験者		1級 45号給
福祉			
技術	経験者		1級 37号給
事務			
技術			
技術	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
から			
獣医			
まで			

備考

1 (現行のとおり)

2 試験(選考)欄の区分が経験者の者のうち、職務の級1級の適用を受けるものに対するこの表の適用については、次のとおりとする。

(1) 職種欄の「事務」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級45号給」とあるのは「1級44号給」と、職種欄の「事務」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級45号給」とあるのは「1級43号給」とする。

(2) 職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受け

職種	試験 (選考)	学歴免許等	初任給
事務			
福祉	キャリア活用		2級 25号給
技術			
事務	経験者		1級 37号給
福祉			
技術			
事務			
技術			
技術	(略)	(略)	(略)
から			
獣医			
まで			

備考

1 (略)

2 試験(選考)欄の区分が経験者の者のうち、職務の級1級の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級40号給」と、職務の級1級の適用を受け、同表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級43号給」とする。

るものについては、初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級40号給」と、職種欄の「福祉」又は「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級37号給」とあるのは「1級43号給」とする。

3から5まで (現行のとおり)

ロからトまで (現行のとおり)

別表第七及び別表第八 (現行のとおり)

3から5まで (略)

ロからトまで (略)

別表第七及び別表第八 (略)